第十三条第五項の表市町村の項第九号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十号中「平成十年度から平成十二年度までの各年度」を「平成十一年度及び平成十二年度」に改め、同項第十一号中「平成十年度から平成三十年度まで」を「平成十一年度から令和元年度まで」に改め、同項第十二号中「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同項第十三号及び第十四号中「平成三十年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の一号を加える。

十五	国土強靱化施策債償還費	令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正

附則第四条の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条中「令和元年度に限り」を「令和二年度に限り」に、「第四号」を「第三号」に、「千百七十二億円」を「三千五百億円」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に、「三千七百五十四億千八百五十八万六千円」を「三千四百二十三億四千九百一万二千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第一項及び第三項」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「額のうち、二千四百六十一億円」を「額　二千六百八十七億円」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「平成三十年度」を「令和元年度」に、「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「令和元年度」を「令和二年度」に、「七百九十二億円」を「七百七十一億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同号を同条第六号とする。

附則第四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「令和二年度から」を「令和三年度から」に改め、同項の表中

令和二年度	二千五百三十三億円

を削り、同条第四項中「前条第三号」を「旧法附則第四条第三号」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、「の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、令和三年度にあつては同項」を削る。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条を附則第五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入）

第五条の四　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域社会再生事業費	人口	一人につき　一、九五〇円
市町村	地域社会再生事業費	人口	一人につき　一、九五〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第六条の二の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度から令和四年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「令和元年度分」を「令和二年度から令和四年度までの各年度分」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「令和二年度にあつては」を、「控除した額」の下に「とし、令和三年度及び令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を加え、同項第一号中「一兆七千八百五十三億四百七十四万千円」を「一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円」に改め、同項第二号中「一兆四千七百十五億三千二百二十五万九千円」を「一兆四千百八十六億三千百七十万九千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二を附則第六条とし、附則第六条の三を削り、附則第六条の四を附則第六条の二とする。